

○東京藝術大学SDGs推進室要項

〔令和3年6月17日〕
制 定

改正 令和5年10月26日

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学SDGs推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、SDGsの達成に貢献するための活動に係る本学の取組を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) SDGsの達成貢献に係る本学の基本方針に関すること
- (2) SDGsの達成貢献に係る本学の取組に関すること
- (3) SDGsの達成貢献に係る地域及び社会との連携構築に関すること
- (4) 推進室の人事に関すること
- (5) その他、第6条に定める室長が必要と認めること

(組織)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 各学部長、各研究科長
- (3) 社会連携センター長
- (4) 専門スタッフ
- (5) その他、第6条に定める室長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条第5号に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(室長)

第6条 推進室に室長を置き、第4条第1号に定める理事のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室を主宰する。

(専門スタッフ)

第7条 専門スタッフは、室長の命を受けて、第2条に掲げる目的のため、企画立案、連絡調整及びSDGsの専門的事項を処理するものとする。

(室員以外の者の出席)

第8条 室長は、必要があると認めた場合、室員以外の者を推進室に出席させ、意見を聞くことができる。

(企画運営委員会)

第9条 推進室に、推進室から諮問された事項を検討し、企画・立案するために企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

3 企画運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事

(2) 各学部及び研究科の教授会構成員から選出された者 若干人

(3) 専門スタッフ

(4) その他委員長が必要と認めるもの

4 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第10条 室長が必要と認めるときは、専門的事項を審議、企画立案、実施するため、推進室に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、企画運営委員会の議を経て、室長が別に定める。

(庶務)

第11条 推進室の庶務は、企画総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。